

## 当座勘定規定

### 1. ～29. 省略

### 30. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。

- ① 第29条に掲げる異動が最後にあった日
- ② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
- ③ 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。
- ④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

### 31. 以下省略

## 当座勘定規定

### 1. ～29. 省略

### 30. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(2) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。

- ① 第30条に掲げる異動が最後にあった日
- ② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
- ③ 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。
- ④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

### 31. 以下省略

## 【改正後】

### 普通貯金規定

#### 1. ～13. 省略

#### 14. (解約等)

- (1) この貯金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
  - ①この貯金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または貯金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
  - ②この貯金の貯金者が第12条第1項に違反した場合
  - ③この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
  - ④この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
  - ⑤この貯金口座の口座開設申込時における貯金者の説明や提出資料の内容に偽りがあると判明した場合、またはこの貯金口座の口座開設後の利用状況が口座開設申込時において貯金者が行った説明や提出資料の内容と異なると判明した場合
  - ⑥①～⑤の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合

以下省略

#### 15. 以下省略

【改正前】

## 普通貯金規定

1. ～13. 省略

### 14. (解約等)

- (1) この貯金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ①この貯金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または貯金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
- ②この貯金の貯金者が第12条第1項に違反した場合
- ③この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- ④この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

(追加)

- ⑤①～④の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合

以下省略

15. 以下省略

## 【改正後】

### 普通貯金無利息型（決済用）規定

#### 1～13. 省略

#### 14. (解約等)

- (1) この貯金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
  - ①この貯金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または貯金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
  - ②この貯金の貯金者が第12条第1項に違反した場合
  - ③この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。
  - ④この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
  - ⑤この貯金口座の口座開設申込時における貯金者の説明や提出資料の内容に偽りがあると判明した場合、またはこの貯金口座の口座開設後の利用状況が口座開設申込時において貯金者が行った説明や提出資料の内容と異なると判明した場合
  - ⑥①～⑤の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合

以下省略

#### 15. 以下省略

## 普通貯金無利息型（決済用）規定

### 1～13. 省略

### 14. (解約等)

- (1) この貯金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
  - ①この貯金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または貯金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
  - ②この貯金の貯金者が第12条第1項に違反した場合
  - ③この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。
  - ④この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。

#### (追加)

- ⑤①～④の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合

以下省略

### 15. 以下省略

【改正後】

附則（22 J 企推特発第 169 号、第 170 号および第 171 号）

（実施日）

この規定は、平成 22 年 4 月 30 日から実施する。

（省略）

附則（2021J 革特発第 1208 号）

（実施日）

この規定は、2022 年 4 月 1 日から実施する。

附則（2022J 革特発第 237 号）

（実施日）

この規定は、2022 年 11 月 4 日から実施する。

附則（2022J 革特発第 702 号）

（実施日）

この規定は、2022 年 11 月 14 日から実施する。

【改正前】

附則（22 J 企推特発第 169 号、第 170 号および第 171 号）

（実施日）

この規定は、平成 22 年 4 月 30 日から実施する。

（省略）

附則（2021J 革特発第 1208 号）

（実施日）

この規定は、2022 年 4 月 1 日から実施する。

附則（2022J 革特発第 237 号）

（実施日）

この規定は、2022 年 11 月 4 日から実施する。

（追加）